

令和 7 年 9 月 18 日

太子町長 沖汐 守彦 様

太子町生活環境審議会

会長 西村 博行



太子町地球温暖化防止実行計画【区域施策編】について(答申)

令和 7 年 3 月 28 日付太生環第 1255 号により「太子町地球温暖化防止実行計画【区域施策編】」について諮問を受け、慎重に審議を重ねた結果、原案は妥当であるとの結論に達しましたので答申します。

なお、計画の推進にあたっては、下記の事項に十分留意されるよう申し添えます。

記

- 1 温暖化が進行していることに鑑み、町民・事業者・町が危機感を持ち、官民連携を強化して温暖化対策に取り組むこと。
- 2 温暖化対策として従来の取り組みに加えて、様々な手法を検討し、着実に取り組みを推進すること。
- 3 温暖化対策を取り巻く情勢は日々変化していることから、国内外の動向等を的確に把握・評価し、必要に応じて計画の見直しを実施すること。